

平成26年度 交楽会運営方針

1. 交楽会綱領の遵守

全職員は、交楽会綱領の理念を認識し、良質で適切なサービスを提供するため、援助を必要とする人々のニーズを理解できるようなやさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作を培うよう、サービス提供者としての姿勢を正す。

2. 職員の資質の向上

継続した人材確保、人材育成に重点を置き利用者・家族さらには地域住民が満足できるきめ細かなサービス提供ができるよう、個々人にあった研修を実施し資質の向上を図る。職員自ら進んでキャリアアップに取り組んでいくことができるよう体制強化し情報提供に努める。

3. 苦情解決及び法令遵守

各事業所に苦情解決責任者を置き、利用者が苦情を申し出やすい環境を整え、第3者委員の協力を得ながら利用者の苦情を速やかに解決し、利用者の心身の安定を図り、施設の社会的信頼を確保する。

介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正等経営に影響を与える事項にも十分注意を払いながら健全な経営を目指し、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備と取り組みを強化する。

4. 地域福祉の推進

地域に根ざした社会福祉法人として、積極的に地域との連携強化を図り、地域の福祉の推進に努める。（ボランティア、実習受入、地域行事への参加、介護教室等）

5. 効率的な運営体制と安定経営

本部の運営管理機能を強化し、各事業所間の連絡・連携を密にして、人事、福利厚生、評価事業、広報活動等を総括し推進する。「新社会福祉法人会計基準」を採用し、中長期の収支見通しに基づいた安定経営を図る。

平成26年度 本部事業計画

月	日	事業・行事等	場所
4月	1日	辞令交付式、理事長新年度訓示 本部事務所移転 理事長訪問日（各施設） 合同会議 やまね会総会（理事長出席）	もりよし荘 森幸園
5月	中旬 下旬 〃	理事長訪問日（各施設） 合同会議 法人内監事監査 第1回評議員会 第1回理事会	
6月		秋田県社会福祉施設経営者協議会総会 第1回評価作業部会 理事長訪問日（各施設） 合同会議	秋田市
7月	31日	理事長訪問日（各施設） 合同会議 処遇改善加算実績報告（介護・障害）	
8月		苦情受付相談コーナー（もりよし荘） 理事長訪問日（各施設） 合同会議	上旬
9月	下旬 30日	森吉地区敬老式 第2回評価作業部会 理事長訪問日（各施設） 合同会議 苦情受付相談コーナー（森幸園・森泉荘） 再雇用希望〆日	
10月	1日	秋田県民生協会開園祭 理事長訪問日（各施設） 合同会議	

月	日	事業・行事等	場所
11月	中旬	理事長訪問日（各施設） 交楽会役員研修会「北海道・東北ブロックセミナー」 「福祉の就職ミニフェア 2014」 苦情受付相談コーナー（もりの郷） 上半期監事監査 合同会議	仙台市
12月	上旬 〃	評議員会 理事会 理事長訪問日（各施設） 合同会議、施設長会議	
1月	5日 下旬	正職員登用事務連絡掲示 正職員登用試験（作文） 理事長訪問日（各施設） 役員懇談会 合同会議、施設長会議 交楽会評定者研修	
2月	上旬	正職員登用試験 北都会総会 三役施設長会議 登用試験合格発表掲示（各施設） 理事長訪問日（各施設） 施設長会議 三役施設長会議 人事考課にかかる評定面接及び開示（～3/31） 職員異動内示掲示（各施設） 合同会議	
3月	中旬 〃 下旬 〃 31日	苦情解決担当者会議 交楽会新任職員研修会 理事長訪問日（予算査定） 合同会議 評議員会 理事会 退職者（定年）辞令交付式	

介護老人保健施設もりよし荘 事業計画

基本理念

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。

家族や地域の人々、関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

運営方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった目標、支援計画を立て、必要なサービスの提供に努めます。
- ② 利用者個々の状態に応じて、体力や機能の維持・改善、活動や参加の促進等、自立生活を支援するため、計画的にリハビリテーションを行います。
- ③ 多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰と在宅介護支援を目指します。
- ④ 家族や地域住民との結びつきを大切にして、市町村や各種事業者、保健・医療・福祉機関などとも連携し、地域と一体となったケアに努めます。
- ⑤ 施設サービス及び居宅サービスの目的達成のため、職員の熱意と資質の向上に努めます。

事業の内容と目的

①介護保険施設サービス（長期入所）

介護保険法に基づき、要介護と認定された方が、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、医学的管理のもとに看護・介護及び機能訓練その他必要な支援をするとともに、その方の居宅における生活への復帰を目指します。

②短期入所療養介護事業（介護予防事業を含む）

介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

③通所リハビリテーション事業（介護予防事業を含む）

介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

④居宅介護支援事業（在宅介護支援センター）

要介護状態となった方が、可能な限りその居宅において、日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その方の状況・環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう、公立、中正に支援します。

重点目標

介護保健サービス（入所）・短期入所療養介護事業（介護予防含む）

- ① ワイズマン版R-4方式の導入により円滑なサービス計画の作成に努め、課題分析の強化、各専門職協働によりケアプランの充実を図ります。
- ② 北秋田市地域包括支援センター、市民病院地域医療連携室及び各関係機関と密接な連携を図りながら介護老人保健施設の機能を発揮し、地域のニーズに答え地域包括ケアを推進します。
- ③ サービス計画に基づきリハビリ専門職と他職種との連携により日常生活能力の向上を目指しリハビリ訓練を行います。
- ④ 平均入所率 96.5%（入所 92.5 人・短期 4.0 人）を達成できるように、利用率向上に努めます。
- ⑤ 介護老人保健施設の医療と介護を兼ね備えた看取り体制を充実し、ご家族のニーズに答えられる様に努めます。
- ⑥ 高齢者虐待禁止、身体不拘束の原則、個人情報取り扱いについて関係法令を遵守し、質の高いサービス提供に努めます。職員のスキルアップを図るため研修会を実施します。
- ⑦ 感染性胃腸炎発生を踏まえ、職員の危機意識と、発生時の実践研修の強化を図ります。
- ⑧ 「第4回地域福祉講座」の開催、施設行事等を通し地域との連携を図ります。
- ⑨ 適切な介護技術を身につけるための研修会を実施します。
- ⑩ 施設職員として適切な言葉使い、挨拶、服装、身だしなみについて基本に立ち返り、接遇マナーの向上に努めます。そのための各ユニットでの取り組みや研修会を実施します。

通所リハビリテーション（介護予防含む）

- ① 平均通所利用率 70%（予防 3%含む）を達成できるように、利用率向上に努めます。
- ② 個々の目標到達に向けて取り組み、リハビリを通じ要介護状態の改善を図り、住み慣れた地域での生活を継続できるようにサポートします。
- ③ ご家族及び関係機関との連携を密にし、状態変化等の情報提供を迅速に行います。
- ④ 安全委員・感染予防委員を中心に危機意識を高め、事故防止・感染症予防対策を徹底します。
- ⑤ ワイズマン版R-4方式の導入により円滑にサービス計画を作成し、効果的な運用を目指します。

居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター

- ① 居宅利用者件数の向上
居宅利用者件数の向上 39 件 → 55 件
- ② 「ケアプラン作成能力」・「面接力」・「モニタリング」の強化
現在までの事例を定期的に振り返り、医療知識を深めながら、適した対応が行えていたかを検討します。また事業所へ直接足を運びケアプランの進行状況を確認します。
常に利用者様・ご家族の意見を傾聴し、事業所及び職員個々の質の向上に繋がるよう努力します。
- ③ サービス事業所、関連機関との連携強化
市内、近隣市外の事業所状況と特色を見極め利用者様への判断材料を提示するように努めます。
事業所間で定期的に情報交換を行い情報共有し状態変化に迅速に対応できるように努めます。
利用者様が住む地域の民生委員や自治会長等へ見守り支援を依頼し良好な関係を築くように努力します。

基本理念

1、個人の尊厳と権利の尊重

利用者一人ひとりの人間としての尊厳を尊重し、一人ひとりがその尊厳にふさわしい生活を送ることができるよう支援します。

2、人権の擁護

利用者の主体性と人格を尊重した支援に徹し、障害を理由とするいかなる差別、虐待、その他あらゆる権利利益の侵害から利用者を守ります。

3、社会への参加支援

利用者が地域社会の一員として、年齢、性別、障害の状態などにかかわらず、様々な分野の活動に参加し、豊かで楽しい生活を、遂げて行く事が出来るよう支援します。

運営方針

1、利用者の立場に立ったサービスの提供

利用者一人ひとりの意思及び思いを大切に、安全・安心な支援を心がけ、常に利用者本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2、人権擁護、虐待防止体制の整備・強化

暴力・虐待の全否定こそが、利用者支援の根本である事を認識し、障害のある人達の尊厳と人格を尊重します。また、研修や委員会活動により、職員の倫理を重視した言動の確立と、意識強化を図ります。

3、利用者が地域の一員として安心して暮らせる社会づくり

地域とのかかわりを大切に、障害のある人の社会参加の機会が、最大限に保障されるよう努めます。また、行事参加や住民との交流を通して、個々の利用者が、住み慣れた環境の中で望む生活、活動が出来るように努めます。

重点事項

1、サービス提供体制の推進

- (1) サービス管理責任者、相談支援体制による本人の意向や家族の要望に基づく、到達目標を設定した個別支援計画を作成し、サービスが実施されているか検証します。
- (2) 利用者に対するサービスの的確性とサービスの質の向上に向けた取組みを、全職員が参画し、行ないます。また、第三者評価受審を継続し、新たな『気づき』を見つけます。

2、利用者に適した生活支援の対応

- (1) 利用者の個性を尊重し、可能な限り個室化を推進し、環境の整備とプライバシーの遵守に努めます。また、自己表現や自己実現ができる機会や環境を心がけます。
- (2) 利用者の身体機能(咀嚼・誤嚥等)に合わせた食事形態(食器、高齢者に適した食事の工夫)に取組み、栄養バランスやカロリーに配慮した食事の提供に努めます。

3、日中活動の充実

- (1) 利用者の自己決定による、日中活動に取り組み、サービスの枠を超えた、柔軟な活動の場を提供し、無理のない活動(内容・時間)に努めます。
- (2) 利用者の高齢化に伴い、快適に安心して暮らせるように、活動内容や、生活環境の改善に取り組みます。

4、リスクマネジメントへの取組み

- (1) 利用者が安全で安心した生活が出来るよう、リスクマネジメントの強化に取り組みます。
- (2) 「ヒヤリ・ハット」「事故報告」に対し、速やかに対応し再発防止と事故撲滅に努めます。
- (3) 職場環境(パワハラ・メンタルヘルス・時間外労働等)を把握し、ストレスの緩和に取り組みます。また、感染症や腰痛症予防の意識強化に努めます。

5、職員の資質の向上

- (1) 利用者個人の尊厳を尊重した、質の高いサービスを提供するにあたり、「外部研修」や「勉強会」を通し、職員の自己研鑽と、日々の業務に密着した、専門性の高い理論・技術の習得に努めます。
- (2) 権利擁護を担当する責任者を配置し、「人権ガイドライン」や「職員行動規範」の遵守の徹底、人権侵害や虐待の早期発見と対応への取組み、マニュアルの整備等に努めます。また、個人情報保護・共有と守秘義務に徹します。

6、地域や家族との連携強化

- (1) 利用者が「地域と共に!」、地域の一員としての生活が出来るよう、地域ネットワークの構築に努めます。また、ボランティア活動や後援会活動を通して、地域との相互理解を深めます。
- (2) 施設行事や家族会総会を通して、家族との信頼関係の構築に努め、家族から安心と信頼を得られるように努めます。

特別養護老人ホーム 森泉荘 事業計画

基本方針

老人福祉の理念及び法人の『論理綱領』に基づき関係法令を遵守すると共に、人権尊重の理念に基づき常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、施設職員としてふさわしく、公正、公平に対応します。

また、家族との連絡を密にし、健康管理と事故防止に努め快適な生活環境の中で利用者が充実した生活が送れるよう努めます。

運営方針

(1) 適正な事業の運営に取り組みます。

- ・ 法人諸規定の遵守
- ・ 外部委員を含めた入所判定委員会開催により、適切な入所に努めます。
- ・ 利用率向上に努めます。

【目標】

施設入所者利用率	98%
短期利用者利用率	98%

(2) 適正な労務管理を行い、人材育成に努めます。

- ・ 各種研修への積極的参加
- ・ 資格取得へのサポート
- ・ 職員の意向を事業計画に反映

(3) 地域交流に努めます。

- ・ 各種団体や個人ボランティアとの繋がりを深めます。
- ・ 地域住民との交流を密にし、非常時の協力体制を一層深めます。

重点目標

1. 明るい職場作り
 - (1) 明るい職場作りと、人材育成及び職員の資質向上を図る
 - (2) 職場規律の遵守
2. 実践を主体とした介護
 - (1) 愛情ある言葉と行動
 - (2) 職員の資質及び介護技術の向上
 - (3) 余暇活動の充実による、心身機能の維持向上
 - (4) 事故防止と安全管理の徹底
 - (6) 報告、連絡、相談、記録の徹底
3. 衛生管理の徹底
 - (1) 快適な生活環境の整備
 - (2) 衣類、寝具、屋内外の清潔保持
4. 医療看護の適正
 - (1) 褥瘡予防と適切な対応
 - (2) 異常の早期発見・早期対応
 - (3) 感染症予防対策の徹底
 - (4) 残存機能の維持・向上
 - (5) 尊厳ある生活を支えるための看護
5. 適した栄養管理と食環境の保全
 - (1) 安全で嗜好も取り入れた食事の提供
 - (2) 意欲の引き出しに繋がる選択食、会食の実践
 - (3) 疾病予防
6. 災害防止と対策の確立
 - (1) 自衛消防年間計画に基づいた防災訓練の実施
 - (2) 防火設備の点検整備
7. 家族・地域とともにある施設
 - (1) 家族・地域との連携強化
 - (2) ボランティア、実習生などの受け入れ
 - (3) 介護教室の開催

複合ケアセンターもりの郷事業計画

1. 基本理念

法人の『倫理綱領』に基づき、地域との関わりを大切にし、地域の人たちに気軽に訪れてもらえるようにするなど、地域と共に生活する『場』をつくります。

また、利用者一人一人の要望を的確に捉え、家族との連絡を密にし、健康管理と事故防止に努め快適な生活環境の中で安心して生活が送れるよう支援します。

1. グループホームは利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、どのような状態になっても、その人らしく生き活きと生活できるよう支援します。
2. デイサービスは利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため必要な援助を行います。
3. 共同生活援助事業所は地域において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神状態に応じて、おかれている共同生活住居で日常生活上の介護等を行います。

2. 運営方針

1. 利用者個人を尊重し、権利と安全を最優先にしたサービスを実践します。
2. 自立に向けたサービスを提供します。
3. サービスの質の向上、適正なサービスを提供するための人材育成に努めます。
4. 地域との関わりを大切にし、地域の要望に応えられる施設運営を目指します。
5. 各事業の独自性の確保と、共生型施設の特性を生かした事業展開に努めます。

3. 重点事項

1. 地域との連携

- (1) 地域交流強化委員会を新たに設置し、地域交流行事及び認知症サポーター養成講座等を計画的に実施しながら地域との連携を強化していく。
- (2) 今後、ますます認知症の有病率が増加することから、認知症への理解を深め、早期発見、治療につながるような取り組みを行っていく。
- (3) 学校関係等と相互に交流を図れる機会を確保していく。

2. 事故防止

- (1) 前年度の事故・ヒヤリハットの集計、分析を基に業務の見直しを行い、事故防止を強化する。
- (2) 利用者個々のリスクをサービス計画に組み入れ事故防止につなげていく。
- (3) 事故予測研修を強化し、予測への意識付けを図っていく。

3. 感染症予防

前年度のグループホームでのノロウイルス感染拡大の反省を生かし、環境保全委員会が中心となり予防及び発生時の対応について実践研修を行う。

特に、職員が「感染しない、運ばない」ことに重点をおいて研修を行う。

4. 職員の資質の向上

- (1) 前年度、職員の処遇態度に関しての苦情が2件あったことを踏まえ、職業倫理理念に基づいたサービスの提供についてチェックリストでの振り返りを定期的に行い改善を図っていく。
- (2) 外部研修の報告を中心に施設内研修を行い、発表者としてのレベルアップと、必要とされる知識の習得、技術の向上につなげる。
- (3) 資質向上委員会が中心となり職員研修を計画的に行い、アンケートによる評価を基に研修の質の向上につなげていく。

5. 他事業所との連携

共同生活援助事業所利用者の高齢化に伴い、現行のサービス利用継続が困難になってきている現状を踏まえ、介護保険利用への変更や他事業所利用への変更が円滑にいくよう、見学等を行い相談支援事業所と連携を図りながら進めていく。

6. 経費節減

消費税増税に伴い介護報酬が改正されたが増税に見合う改正でないことから、経費節約の意識統一をさらに図っていく。